

**株式等に係る譲渡所得等申告のチェックシート【平成29年分用】**

住 所

氏 名


項 目 (適用又は該当する項目に チェックしてください)		確 認 事 項 (確認欄にチェックしてください)	→ 確 認
一般の場合	<input type="checkbox"/>	○ 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は作成・添付しましたか。	<input type="checkbox"/> ( 通 )
特定口座 (簡易申告口座) の取引分	<input type="checkbox"/>	○ 「特定口座年間取引報告書」は添付しましたか。 (複数の特定口座で取引している場合は、その合計金額を「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」に記載し、併せて添付します。)	<input type="checkbox"/> ( 通 )
特定口座 (源泉徴収口座) の取引分	<input type="checkbox"/>	○ 「特定口座年間取引報告書」は添付しましたか。 (複数の特定口座で取引している場合は、その合計金額を「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」に記載し、併せて添付します。)	<input type="checkbox"/> ( 通 )
※ 源泉徴収口座の損益について申告するを選択する場合は、確定申告が必要となります。	<input type="checkbox"/>	・ 「特定口座年間取引報告書」の「源泉徴収税額 (所得税)」欄の金額は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書第二表「○所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄に記載しましたか。	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	・ 「特定口座年間取引報告書」の「株式等譲渡所得割額 (住民税)」欄の金額は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書第二表「○住民税・事業税に関する事項」の「住民税」の「株式等譲渡所得割額控除額」欄に記載しましたか。	<input type="checkbox"/>
上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例 (措37の12の2①) <b>(譲渡損失が生じた年分)</b>	<input type="checkbox"/>	① 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」は添付しましたか。	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	・ 「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」は記載されていますか (①欄)。 (この金額が黒字の場合、繰り越される譲渡損失の金額はありません。)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	・ 「上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか (②欄)。 (この欄の金額がない場合、繰り越される譲渡損失の金額はありません。)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	・ 「本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか (③欄)。 ※ ③欄に記載される金額は、①欄、②欄のうちいずれか少ない金額です。	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	・ 「翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか (④欄)。	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	・ 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得及び利子所得の金額 (以下「分離課税配当所得等金額」といいます。) と損益通算する場合、「本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」及び「本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」は記載されていますか (④、⑥欄)。	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	② 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書 (分離課税用) 第三表」は作成しましたか。	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	・ 「翌年以後に繰り越される損失の金額」は記載されていますか (⑧欄)。	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	・ 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の分離課税配当所得等金額と損益通算する場合、確定申告書の「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み「37条の12の2 1項」と記載しましたか。	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	・ 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の分離課税配当所得等金額と損益通算する場合、上場株式等の配当等又は利子等の収入金額及び本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額は記載されていますか (⑦、⑥欄)。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	③ 「特定口座年間取引報告書」は添付しましたか。 (複数の特定口座で取引している場合は、その合計金額を「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」に記載し、併せて添付します。)	<input type="checkbox"/> ( 通 )	

※ 「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」 (譲渡損失が生じた年分の翌年以降の年分) についての確認事項は、二面をご覧ください。

(項目適用又は該当する項目にチェックしてください)	確認事項 (確認欄にチェックしてください)	確認
上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例 (措37の12の2⑥) (譲渡損失が生じた年分の翌年以降の年分) □ ※ 株式等の譲渡等がない場合でも、翌年以後に譲渡損失を繰り越す場合には、連続して確定申告書を提出する必要があります。	① 本年前3年の各年分において、翌年以後に控除する譲渡損失の金額を記載した確定申告書を連続して提出していましたか。	□
	② 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」は添付しましたか。	□
	・ 本年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、「本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算」欄の記載はされていますか(①～⑥欄)。 ※ この場合、一面の「譲渡損失が生じた年分」の確認項目をご確認ください。	□
	・ 「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」は損失が生じた各年分の各欄に記載されていますか(A～C欄)。	□
	・ 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか(⑩～⑪欄)(古い年分から順に、上段に上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分を、下段に分離課税配当所得等金額から差し引く部分を記載します。)。	□
	・ 本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は分離課税配当所得等金額から上場株式等に係る譲渡損失の金額(繰越損失額)を控除する場合、⑨又は⑩欄は記載されていますか。	□
	・ 「翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額」は記載されていますか(⑪欄)。	□
	③ 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)第三表」は作成しましたか。	□
	・ 本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越損失額を控除する場合、上場株式等の譲渡に係る収入金額及び繰越損失額を控除する前の譲渡所得等の金額は記載されていますか(㉟、㊱、㉡、㉢、㉣欄)。	□
	・ 本年分の分離課税配当所得等金額から繰越損失額を控除する場合、上場株式等の配当等又は利子等の収入金額及び繰越損失額を控除する前の分離課税配当所得等の金額は記載されていますか(㉟、㊱欄)。	□
	・ 本年分で差し引く繰越損失額は記載されていますか(㉧、㉨欄)。	□
	・ 「翌年以後に繰り越される損失の金額」は記載されていますか(㉩欄)。	□
	④ 「特定口座年間取引報告書」は添付しましたか。 (複数の特定口座で取引している場合は、その合計金額を「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」に記載し、併せて添付します。)	□ (通)

措：租税特別措置法

(注) 上記以外の課税の特例については、税務署にお尋ねください。



**申告書の作成は、  
国税庁ホームページの  
「確定申告書等作成コーナー」で！**

画面の案内に従って金額等を入力すれば、申告書等が作成できます。  
【国税庁ホームページ】[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

**e-Tax(電子申告)**

作成した申告書等のデータは、インターネットを利用して自宅から税務署に提出(送信)することができます。  
e-Taxで申告を行うと、①一定の添付書類の提出省略や②還付申告が早期処理(3週間程度に短縮)されます。

▶ e-Taxの利用に際しては電子証明書の取得やICカードリーダーライタの購入などの準備が必要です。  
無償で交付されるマイナンバーカードには、電子証明書が標準的に組み込まれています。  
なお、「住民基本台帳カード」に組み込まれた電子証明書は有効期限内であれば継続して使用することができます。

作成が終わったら

**e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク ☎ 0570-01-5901**

▶ 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)

**書面提出**

作成した申告書等を、自宅で印刷して郵送等で税務署に提出することができます。